

○ 喫緊の課題である首都直下地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、首都直下地震緊急対策区域(注)に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすこと等を目的として、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得し、バックアップ事業を行う事業者に対し、法人税の特別償却を認める特例措置を適用する。

注) 首都直下地震緊急対策区域: 首都直下地震対策特別措置法第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域

1 対象者・対象設備

対象者: 対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

対象設備: ○ 認定計画※¹に従って取得した電気通信設備
○ 具体的には、①サーバー※²、②ルーター※³、③スイッチ※³
④無停電電源装置 (UPS) ※³、⑤非常用発電機※³

※¹ 総務大臣の認定を受けた実施計画

※² 首都直下地震緊急対策区域におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る

※³ ②~⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る

2 措置内容

法人税: 取得価額の10%の特別償却

3 延長期間

1年10か月 (平成28年6月1日から平成30年3月31日)

(参考) 平成25年度制度創設 (平成25年4月1日から平成27年3月31日)

平成27年度制度延長 (平成27年4月1日から平成28年5月31日)

4 適用の要件

- 首都直下地震緊急対策区域以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
- 首都直下地震緊急対策区域と首都直下地震緊急対策区域以外の双方にデータセンターを持つ事業者は、ア及びイを満たすこと
 - ア 対象設備の取得合計額※⁴が5億円以上
 - イ データセンター事業の用に供する減価償却資産 (建物、空調、サーバー等) の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額※⁴の割合が20%以上

※⁴ 事業年度毎及びデータセンター毎に計算

